



工業製品規格

THAI INDUSTRIAL STANDARD

TIS 655 PART 1-2553

## 食品用プラスチック容器及び用具

パート 1 ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリビニルアルコール及びポリメチルペンテン

### PLASTIC UTENSILS FOR FOOD

PART 1 POLYETHYLENE, POLYPROPYLENE, POLYSTYRENE, POLY(ETHYLENE TEREPHTHALATE), POLY(VINYL ALCOHOL) AND POLY(METHYL PENTENE)

工業製品規格事務局

工業省

ICS 67.250 ; 83.140.99 ; 97.040.60 ISBN 978-974-292-868-1

## 工業製品規格

# 食品用プラスチック容器及び用具

パート 1 ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、  
ポリエチレンテレフタレート、ポリビニルアルコール  
及びポリメチルペンテン

**TIS 655 PART 1-2553**

### 工業製品規格事務局

工業省 10400 バンコク都ラーマ 6 世通り

TEL 0 2202 3300

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、**JETRO Bangkok** が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、**JETRO** は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については下記をご覧ください。

[TIS-655-1-2553m.pdf \(tisi.go.th\)](#)

官報一般公報編第 127 号特別章 129D 2010 年 11 月 9 日にて公示

技術委員会第 153 分科会  
食品収納用プラスチック製容器の規格

委員長

準教授 パンティパー・チャンタワット博士      チュラーロンコーン大学理学部

委員

MRS.スマーリー・タンピタヤクン	科学サービス局
MISS サーイユット・プラサアートウィット	食品・医薬品委員会事務局
MISS ワールニー・セーンスパ	
MRS.ウマー・ボリブーン	医学局
MR. ピヤ・サワッディー	PREPACK THAILAND CO., LTD.
MR. ナロンチャイ・ピスットパンヤー	タイ工業連盟
MR. スラチャイ・イムウィライ	PIONEER INDUSTRIAL CO., LTD.
MR. サッキー・セーンスパ	THAI PACKAGING CENTRE
スポット・プラティープティントーン博士	
MR. YASUJI MORI	TOYO SEIKAN KAISHA CO., LTD.
ヤオワラック・ラタナポーナーワーリーサクン 博士	

委員兼書記

MRS. カンニカー・トープラサアートボン      工業製品規格事務局

委員兼書記補佐

MR. アーシラワット・ポーティパン      工業製品規格事務局

(2)

本工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 パート 1 ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリビニルアルコール及びポリメチルペンテン」は、1987年1月8日の官報第104号第3章において、工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 規格番号 TIS 655-2529」として初めて公示・適用された。その後、現在の製造技術の進歩に合わせ、またより多様性を増した使用目的に適うように適切に改訂することがふさわしいと判断したので、従来の規格を廃止して新たに本規格を定めることにした。

本工業製品規格は、メーカー、ユーザーからの情報、及び以下の文書を指針として制定している。

JIS S 2029 : 2002          Plastics table wares

(Reaffirmed 2007)

TIS 619-2519              感圧粘着紙テープ

TIS 656-2529              食品用プラスチック製品の分析方法

TIS 1310-2538              リサイクルプラスチックに対する記号

保健省告示(第 295 号)2005 年、件名「プラスチック製収納容器の品質又は規格の規定」

工業製品規格委員会が本規格を審査した結果、1968年工業製品規格法の第15条に基づき大臣に提案し告示することが適切であると判断した。

(3)



1968年工業製品規格法に基づき公布する

**工業省告示**

**第 4225 号(2010 年)**

件名 工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具」の廃止  
及び工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 パート 1  
ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレート、  
ポリビニルアルコール及びポリメチルペンテン」の制定

---

工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 規格番号 TIS 655-2529」を改訂することが適切であるため、工業大臣が 1968 年工業製品規格法の第 15 条の権限に基づき、1968 年工業製品規格法に基づき公布した 1986 年 12 月 18 日付の工業省告示第 1113 号(1986 年)、件名「工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具」の制定」を廃止し、新たに工業製品規格「食品用プラスチック容器及び用具 パート 1 ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリビニルアルコール及びポリメチルペンテン 規格番号 TIS 655 PART 1-2553」を制定する告示を公布する。詳細は本告示の末尾に記す通りである。

なお、官報公示日から 180 日が経過した時に施行する。

2010 年 8 月 20 日告示  
チャイウティ・バンナワット  
工業大臣

(5)

# 工業製品規格 食品用プラスチック容器及び用具

## パート1 ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、 ポリエチレンテレフタレート、ポリビニルアルコール 及びポリメチルペンテン

### 1. 適用範囲

- 1.1 本工業製品規格は、食品の準備、保存又は摂取に用いるための、単層又は多層の単一原料、混合原料から作られた、食品と接触する容器及び用具を対象とし、蓋、分割スペース又は注ぎ口のキャップなど、食品と接触する容器の構成部分も含まれる。これらには、使い捨てタイプ及び再使用可能タイプがあり、本規格において以下「プラスチック容器」と呼ぶ。
- 1.2 本規格は、工業製品規格として告示・制定されている食品用プラスチック容器及び/又は用具を対象としない。

### 2. 定義

本工業製品規格における用語の意味は以下の通りである。

- 2.1 単一原料とは、同一種類のモノマー(別名「反復単位」)を反応させて得られるポリマーを指す。
- 2.2 混合原料とは、複数種類のモノマーを反応させて構成されるコポリマー、又は別種のポリマーの混合物を指す。

### 3. 区分、種類及び略称

- 3.1 プラスチック容器は、使用形態により以下の3つに区分される。
  - 3.1.1 高温耐性区分  
100°C以上の温度耐性を持つ。
  - 3.1.2 常温区分  
60°C以上の温度耐性を持つ。
  - 3.1.3 低温耐性区分  
-10°C以下の温度耐性を持つ。

## TIS 655 PART 1-2553

3.2 各区分のプラスチック容器は、(食品と接触する層に限定した)製造用プラスチックの種類に応じて 6 種類に分類され、各種類について以下の略称を用いる。

種類	略称
ポリエチレン(polyethylene)	PE
ポリプロピレン(polypropylene)	PP
ポリスチレン(polystyrene)	PS
ポリエチレンテレフタレート(poly(ethylene terephthalate))	PET
ポリビニルアルコール(poly(vinyl alcohol))	PVAL
ポリメチルペンテン(poly(methyl pentene))	PMP

## 4. 原料

プラスチック容器を作る原料は以下に従うこと。

### 4.1 容器本体

#### 4.1.1 単層の場合

##### 4.1.1.1 樹脂

未使用樹脂(virgin resin)で、食品接触品質等級(food contact grade)に該当すること。廃材(scrap)を混合する場合は、その製造工程内に残留するもの限り使用を認める。製造者は 工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

##### 4.1.1.2 原料

###### (1) 単一原料

ラベルの表示に応じて、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリビニルアルコール又はポリメチルペンテンのいずれかであること。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

###### (2) 混合原料

付属書 B に記す 2 種類以上のモノマーによるコポリマーであるか、又は付属書 C に記す 2 種類以上の単一原料の混合物であり、かつ TIS 656 に基づくラベル表示に従うこと。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

#### 4.1.2 多層の場合

##### 4.1.2.1 樹脂

4.1.1.1 項に従うこと。

##### 4.1.2.2 原料

###### (1) 食品接触層の原料

4.1.1.2 項に従うこと。

###### (2) 4.1.1.2 項で規定する以外の、かつ食品と接触しない他の原料

食品接触品質等級に該当する未使用樹脂から作ること。廃材を混合する場合は、その製造工程内に残留するものに限り使用を認める。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

#### 4.2 食品と接触する構成要素(容器本体を除く)

食品接触品質等級に該当する未使用樹脂から作ること。廃材を混合する場合は、その製造工程内に残留するものに限り使用を認める。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

## 5. 要求特性

### 5.1 一般特性

5.1.1 清潔で、外観が異常である又ははっきりと見える疵があるなどの欠陥がないこと。

5.1.2 蓋の場合は、密閉可能で、かつ使用形態に適していること。

5.1.3 対称的な位置にある点、又は同一の形態及びレベルにある様々な点におけるプラスチックの厚さが均一であること。

非対称のプラスチック容器の場合は、厚さの比率が適切であること。

試験は目視検査により行うこと。

### 5.2 温度耐性

#### 5.2.1 プラスチック区分に応じた温度耐性

9.2.1 項に従い試験した場合に、割れず、裂けず、歪まず、疵がつかないこと。

#### 5.2.2 使用温度における温度耐性

9.2.2 項に従い試験した場合に、割れず、裂けず、歪まず、疵がつかないこと。

## TIS 655 PART 1-2553

### 5.3 臭い及び味(プラスチック用具を除く)

9.3 項に従い試験した場合に、プラスチック容器に望ましくない臭いがせず、また水の味が初めと変わらないこと。

### 5.4 衝撃耐性(再使用可能タイプのみ)(プラスチック用具を除く)

9.4 項に従い試験した場合に、裂けず、割れないこと。

### 5.5 安全面の特性

#### 5.5.1 色素

##### 5.5.1.1 プリント用色素(もしあれば)及びプラスチック配合色素

安全で、健康に害のない食品接触品質等級に該当する色素であること。

製造者は、工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じて品質若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

##### 5.5.1.2 プリント用色素の耐久性(もしあれば)

9.5 項に従い試験した場合に、プリント用色素が脱落して感圧粘着紙テープに付着しないこと。

#### 5.5.2 溶け出てくるプラスチック配合色素

9.6 項に従い試験した場合に、得られた溶液の色がキャリブレーション溶液よりも濃くないこと。

#### 5.5.3 溶け出てくる物質の量(食品接触層のみ)

表 1 に定める基準以下であること。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

#### 5.5.4 プラスチック内の金属及び有機物

(もしあれば)TIS 655 PART 2 に基づく原料を含む、成分原料の分析結果を報告すること。

食品と接触する各種の層は、種類ごとに場合に応じて表 2 に定める基準以下であること。

他のオレフィン\*を成分として含むコポリマーの場合は、表 2 のポリエチレン又はポリプロピレンの区分に従うこと。

分析は TIS 656 に従い行うこと。

備考 \* 付属書 B の B.1.1 項に基づくエチレン又はプロピレンを除くことを意味する。

表1 溶け出てくる物質の量  
(5.5.3 項)

項番	試験項目	抽出用 溶媒	上限基準 ミリグラム/立方デシメートル					
			PE	PP	PS	PET	PVAL	PMP
1	反応に用いる過マンガン酸カリウム	蒸留水	10	10	10	10	10	10
2	蒸発残留物	4 容量パーセント濃度の酢酸溶液	30	30	30	30	30	30
		蒸留水	30	30	30	30	30	30
		20 容量パーセント濃度のエタノール	30	30	30	30	30	30
		ノルマルヘプタン	150** 30***	150** 30***	240	30	30	120
3	重金属(鉛換算)	4 容量パーセント濃度の酢酸溶液	1	1	1	1	1	1
4	アンチモン		-	-	-	0.05	-	-
5	ゲルマニウム		-	-	-	0.1	-	-

備考\*\* 100°C以下の温度で使用する場合を意味する。

\*\*\*100°Cを超える温度で使用する場合を意味する。

表2 プラスチック内の金属及び有機物  
(5.5.4 項)

項番	特性	上限基準 ミリグラム/キログラム					
		PE	PP	PS	PET	PVAL	PMP
1	鉛	100	100	100	100	100	100
2	カドミウム	100	100	100	100	100	100
3	揮発性物質(トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン、ノルマルプロピルベンゼン及びスチレン)	-	-	5000**** 2000*****	-	-	-

備考\*\*\*\* 100°C以下の温度で使用する場合を意味する。

\*\*\*\*\* 100°Cを超える温度で使用する場合を意味する。ただし、スチレンの量は1,000ミリグラム/キログラム以下、またエチルベンゼンの量は1,000ミリグラム/キログラム以下であること。

## 6. パッキング

- 6.1 別途規定される場合を除き、清潔、丈夫で、プラスチックに引っかき傷を生じさせず、輸送又は保管中に亀裂、変形又は破裂を生じさせない材料で、プラスチック容器を包装又はパッキングすること。

## 7. マーク及びラベル

- 7.1 各プラスチック容器、各パッキング材、又は同一寸法のプラスチック容器を納めた各パッケージに、場合に応じて数字、文字又はマークで、少なくとも以下の詳細を容易に、かつはっきりと見えるように記すこと。
- (1) 本規格に基づく製品名、又は本規格に基づく製品であることを意味する別名
  - (2) 区分
  - (3) TIS 1310 に基づくプラスチックの種類及び/又は種類の記号  
その場合、(もしあれば)蓋を含む容器の本体に、プラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込んで、以下の情報を記すこと。
    - (3.1) 食品と接触するプラスチックの各種類
    - (3.2) 多層の場合は、各層のプラスチックの種類
  - (4) 場合に応じて、ミリメートル若しくはセンチメートルによる寸法、又は(もしあれば)立方ミリメートル、立方デシメートル若しくはリットルによる容量
  - (5) 数量
  - (6) 摂氏温度による使用温度  
再使用可能タイプの場合は、(もしあれば)蓋を含む容器の本体に、プラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込んで表示すること。
  - (7) 使い捨てタイプの場合は、「1 回限り使用」の文言
  - (8) 「電子レンジでの使用禁止」という警告を示す文言又はマーク
  - (9) 炎のそばに置かないこと、調理したばかりの熱い食品を収納しないことなど、種類ごとにプラスチックに対して必要な警告を示す文言又はマーク  
まな板の場合は、「例；大型包丁でみじん切りする場合の支持物には適さない」と記すこと。
  - (10) 安全に、かつ健康に害を及ぼさずに、食品に接触できることを示す記号。付属書 D に示す形態及び比率で、容器の本体にプラスチック表面から浮き上がらせるか又は表面下に彫り込んで表示すること。  
*備考* 付属書 D に記す記号に適用する寸法又は色に制約はない。
  - (11) 製造年月及び製造ロットコード
  - (12) 製造者名若しくは製造工場名、又は登録商標  
外国語も併記する場合は、上記に規定するタイ語の意味と一致すること。

## 8. サンプリング及び判定基準

8.1 サンプリング及び判定基準は付属書 A に従うこと。

## 9. 試験

### 9.1 一般要求事項

9.1.1 本規格において定める方法、又は同等の結果をもたらす他の方法を用いること。  
議論になった場合は、本規格において定める方法を用いること。

9.1.2 別途規定される場合を除き、使用する蒸留水及び化学物質は、分析に用いるのに適した高純度のものであること。

### 9.2 温度耐性試験

#### 9.2.1 プラスチック容器の区分に応じた温度耐性

##### 9.2.1.1 ツール

- (1)  $(70 \pm 2)^{\circ}\text{C}$  の範囲で温度制御できる空気循環型オープン
- (2)  $(-12 \pm 2)^{\circ}\text{C}$  の範囲で温度制御できる冷蔵庫

##### 9.2.1.2 試料の準備

収納可能で、容量が 500 立方センチメートル以下の場合、標本プラスチック容器のユニット全体を試料として用いること。収納不可能であるか、又は容量が 500 立方センチメートルを超える場合は、100 平方センチメートル以上の面積を用いること。

##### 9.2.1.3 試験方法

###### (1) 高温耐性区分

試料を沸騰水に 10 分間浸けてから取り出し、室温で 1 時間放置する。  
これをさらに 3 回繰り返した後、目視検査する。

###### (2) 常温区分

試料を  $(70 \pm 2)^{\circ}\text{C}$  の範囲で温度制御できる空気循環型オープンで 3 時間加熱してから取り出し、室温で 1 時間放置した後、目視検査する。

###### (3) 低温耐性区分

試料を  $(-12 \pm 2)^{\circ}\text{C}$  の範囲で温度制御できる冷蔵庫に 24 時間保管した後、目視検査する。

#### 9.2.2 使用温度における温度耐性

##### 9.2.2.1 ツール

- (1) 温度の公差  $\pm 2^{\circ}\text{C}$  以下で、定格使用温度まで温度制御できる空気循環型オープン
- (2) 面積がプラスチック容器又は試料より大きく、プラスチック容器又は試料の重量を支えることができる表面が滑らかな耐熱シート

## TIS 655 PART 1-2553

### 9.2.2.2 試料の準備

9.2.1.2 項と同様に行う。

### 9.2.2.3 試験方法

試料を耐熱シートの上に置き、空気循環型オーブンに入れて定格使用温度に等しい温度で1時間温める。試料を耐熱版ごと取り出し、室温で30分間放置した後、目視検査する。

## 9.3 臭い及び味の試験(プラスチック用具を除く)

### 9.3.1 溶液

9.3.1.1 0.05 重量パーセント濃度のドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液

### 9.3.2 試料の準備

9.2.1.2 項と同様に行う。

### 9.3.3 検査チーム

プラスチック容器の臭い及び味の検査を行う専門家 5 名により編成し、各自が独立に検査し、自由に意見を述べる。

### 9.3.4 判定基準

検査チームの中で3名以上が一致する意見を採用すること。

### 9.3.5 試験方法

9.3.5.1 試料及び(もしあれば)蓋をドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム溶液で30秒以上洗浄しながら揺すり、蒸留水でさらに2回洗浄して蒸留水を捨てる。

9.3.5.2 標本プラスチック容器を試料として用いる場合は、9.3.5.1 項の処理を経た試料に、場合に応じて(60±2)°C又は(95±2)°Cの蒸留水を、定格容量の約80%まで入れて蓋を閉め(蓋のない場合は、適切かつ試験に影響を与えない他の蓋を用いること)、5分間放置してから検査チームが蓋を開け、直ちに臭いを嗅ぐ。蓋を閉め、温度が(25±2)°Cになるまで放置した後、検査チームが水の味を検査する。

9.3.5.3 面積100平方センチメートル以上の試料を用いる場合は、試料をビーカーに入れ、場合に応じて(60±2)°C又は(95±2)°Cの蒸留水を、標本の接触面積1平方センチメートル当たり2立方センチメートルの割合で注ぎ試料を浸して、ガラスで蓋をする。温度が(25±2)°Cになるまで放置した後、検査チームが水の味を検査する。

## 9.4 衝撃耐性試験(再使用可能タイプのみ)(プラスチック用具を除く)

### 9.4.1 ツール

9.4.1.1 厚さ3cm以上のテン、ラン、Burmese Rosewood、Xylia Woodなどの硬質の木板、又は同等の硬度を持つ他の素材

9.4.1.2 直径19ミリメートル、密度7.6~7.9グラム/立方センチメートルの、表面が滑らかな鋼球

## 9.4.2 試験方法

コンクリートの床に水平に置いた木板上に、標本又は(蓋がある場合は)閉め蓋を引っくり返して置き、場合に応じて容器の底又は閉め蓋の中心付近に鋼球を垂直に落下させる。高さの範囲は表3の規定に従う。それから目視検査する。

表3 高さの範囲  
(9.4.2項)

単位：センチメートル

プラスチック容器 の底又は蓋の形状	高さの範囲
円形 内径	
－ 6未満	20±2
－ 6以上	30±1
矩形又は長円形 長径側の寸法	
－ 6未満	20±2
－ 6以上	30±1

## 9.5 プリント用色素の耐久性試験

## 9.5.1 器具

TIS 619に基づく感圧粘着紙テープ、又は同等の品質を持つ他の粘着紙

## 9.5.2 試験方法

感圧粘着紙テープを標本上のプリントされている部分に貼り、すぐに直角に引き剥がす。それから感圧粘着紙テープを目視検査する。

## 9.6 プラスチック配合色素の溶出試験

## 9.6.1 ツール

9.6.1.1 (25±2)°C、(60±2)°C及び(95±2)°Cに温度制御できる温水槽又はインキュベーター

9.6.1.2 容量100立方センチメートルのネスラー管

## 9.6.2 化学物質及び溶液

9.6.2.1 蒸留水

9.6.2.2 4容量パーセント濃度の酢酸溶液

9.6.2.3 20容量パーセント濃度のエタノール溶液

9.6.2.4 ノルマルヘプタン

## TIS 655 PART 1-2553

### 9.6.3 標本溶液の準備

#### 9.6.3.1 蒸留水又は4容量パーセント濃度の酢酸溶液で抽出する場合

標本を場合に依じて蒸留水又は酢酸溶液に入れる又は浸す。使用する標本は乾いており、清潔で、埃が付着していないこと。使用温度は、常温区分及び低温耐性区分の場合は $(60\pm 2)^{\circ}\text{C}$ 、高温耐性区分の場合は $(95\pm 2)^{\circ}\text{C}$ とし、使用する溶液に対する接触表面積を2立方センチメートル当たり1平方センチメートルとする。これを温水槽又はインキュベーター内に入れ、常温区分及び低温耐性区分の場合は $(60\pm 2)^{\circ}\text{C}$ 、高温耐性区分の場合は $(95\pm 2)^{\circ}\text{C}$ の温度で30分間放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

#### 9.6.3.2 20容量パーセント濃度のエタノール溶液で抽出する場合

標本をエタノール溶液に入れる又は浸す。使用する標本は乾いており、清潔で、埃が付着していないこと。使用温度は $(60\pm 2)^{\circ}\text{C}$ とし、使用する溶液に対する接触表面積を2立方センチメートル当たり1平方センチメートルとする。これを温度 $(60\pm 2)^{\circ}\text{C}$ の温水槽又はインキュベーター内に入れ、30分間放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

#### 9.6.3.3 ノルマルヘプタンで抽出する場合

標本をノルマルヘプタンに入れる又は浸す。使用する標本は温度 $(25\pm 2)^{\circ}\text{C}$ で、乾いており、清潔で、埃が付着していないこと。使用する溶液に対する接触表面積を2立方センチメートル当たり1平方センチメートルとする。これを温度 $(25\pm 2)^{\circ}\text{C}$ で60分間放置した後、得られた溶液をビーカーに移し変える。

### 9.6.4 キャリブレーション溶液の準備

キャリブレーション溶液を、場合に依じて9.6.3項と同様に準備する。ただし、標本を入れる必要はない。

### 9.6.5 試験方法

9.6.3項で得られた各場合の標本溶液、及び9.6.4項によるキャリブレーション溶液を、ピペットでそれぞれ100立方センチメートル吸い取り、別々にネスラー管に入れて、ネスラー管を白色の面上に置く。そして、上から見て各場合の標本溶液とキャリブレーション溶液の色を比較する。

## 付属書 A

### サンプリング及び判定基準 (8.1 項)

- A.1 ここでいうロットとは、同一期間に製造、納入又は売買される、同一方法により同一原料から作られる、同一区分及び種類のプラスチック容器を指す。
- A.2 サンプリング及び許容は、以下に定めるサンプリング計画に従うか、又は所定の計画と技術的に同等な他のサンプリング計画を用いること。
- A.2.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.1.1 表 A.1 で定める数量に従い、同一ロットからランダムサンプリングすること。
- A.2.1.2 5.1 項、6 項及び 7 項の各項目に適合しない標本の数量が、表 A.1 に定める許容量以下であること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

表 A.1 一般特性、パッキング、マーク及びラベル試験のためのサンプリング計画  
(A.2.1 項)

ロットサイズ 単位	標本サイズ 単位	許容量の数字
500 以下	8	1
501～3,200	13	2
3,201～35,000	20	3
35,000 超	32	5

- A.2.2 原料試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.2.1 A.2.1 項の検査に合格した標本 1 単位量を用いること。
- A.2.2.2 標本が 4 項の各項目に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。
- A.2.3 温度耐性試験のためのサンプリング及び許容
- A.2.3.1 A.2.1 項の検査に合格したサンプル 4 単位量を用いること。
- A.2.3.2 各標本が 5.2 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。
- A.2.4 臭い及び味の試験のためのサンプリング及び許容(プラスチック用具を除く)
- A.2.4.1 同一ロットから 5 単位量をランダムサンプリングすること。
- A.2.4.2 各サンプルが 5.3 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

## TIS 655 PART 1-2553

A.2.5 衝撃耐性試験のためのサンプリング及び許容(再使用可能タイプのみ)(プラスチック用具を除く)

A.2.5.1 同一ロットから 1 単位量をランダムサンプリングすること。

A.2.4.2 標本が 5.4 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

A.2.6 安全特性試験のためのサンプリング及び許容

A.2.6.1 同一ロットから 20 単位量をランダムサンプリングして標本の集合を作ること。  
標本が足りない場合は、所定の標本の集合が得られるまで、同一ロットから追加のサンプリングを行うこと。

A.2.4.2 標本が 5.5 項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が所定の基準に適合するものと見なす。

### A3 判定基準

プラスチック容器の標本が A.2.1.2 項、A.2.2.2 項、A.2.3.2 項、A.2.4.2 項、A.2.5.2 項及び A.2.6.2 項の各項に適合すること。その場合に、当該ロットのプラスチック容器が本工業製品規格に適合するものと見なす。

付属書 B  
(4.1.1.2(2)項)

B.1 コポリマーを作るモノマーは、以下の通り選ぶこと。

B.1.1 オレフィン、すなわちエチレン(ethylene)、プロピレン(propylene)及びその他のオレフィン

その他のオレフィンの場合、成分比が 50%未満であること。製造者は工業製品規格事務局が容認する研究所又は機関を通じてその他のオレフィン成分の品質及び量、若しくは分析結果を立証するか、又は証明書を提示すること。

B.1.2 スチレン(styrene)

B.1.3 エチレンテレフタレート(ethylene terephthalate)

B.1.4 ビニルアルコール(vinyl alcohol)

B.1.5 メチルペンテン(methyl pentene)

B.1.6 塩化ビニル(vinyl chloride)

B.1.7 炭酸塩(carbonate)

B.1.8 アミド(amide)

B.1.9 メタクリル酸メチル(methyl methacrylate)

付属書 C  
(4.1.1.2(2)項)

C.1 混合原料として混合するために用いる原料は、以下の通り選ぶこと。

種類	略称
C.1.1 ポリエチレン(polyethylene)	PE
C.1.2 ポリプロピレン(polypropylene)	PP
C.1.3 ポリスチレン(polystyrene)	PS
C.1.4 ポリエチレンテレフタレート(poly(ethylene terephthalate))	PET
C.1.5 ポリビニルアルコール(poly(vinyl alcohol))	PVAL
C.1.6 ポリメチルペンテン(poly(methyl pentene))	PMP
C.1.7 ポリ塩化ビニル(poly(vinyl chloride))	PVC
C.1.8 ポリカーボネート(polycarbonate)	PC
C.1.9 ポリアミド(polyamide)	PA
C.1.10 ポリメタクリル酸メチル(poly(methyl methacrylate))	PMMA

付属書 D

安全に、かつ健康に害を及ぼさずに食品と接触できることを示す記号  
(7.1 (10)項)

